

◎ 特集：福島第一原発と向きあう歴史学

# 原発事故、2013年9月現在の位置

## ——汚染水問題を中心に——

荒木田 岳

### 1. 序に代えて

2013年9月16日午前6時過ぎ、気象庁の横山博予報課長は大雨特別警報についての記者会見を行い、次のように述べた【★1】。

滋賀県と京都府、それに福井県ではこれまでに経験のないような大雨となり、このあと数時間は降り続くおそれがある。直ちに避難場所に避難するか、外出が危険な場合には建物の2階以上などより安全な場所にとどまって命を守る行動をとってほしい…

これと比較して、2011年3月11日午後7時42分過ぎの枝野内閣官房長（当時）の記者会見を振り返ってみよう【★2】。

本日16時36分、東京電力福島第一原子力発電所において、原子力災害対策特別措置法第15条1項2号の規定に該当する事象が発生し、原子力災害の拡大の防止

を図るための応急の対策を実施する必要があると認められたため、同条の規定に基づき、原子力緊急事態宣言が発せられました。現在のところ、放射性物質による施設の外部への影響は確認されておりません。したがって、対象区域内の居住者、滞在者は現時点では直ちに特別な行動を起こす必要はありません。あわてて避難を始めることなく、それぞれの自宅や現在の居場所で待機し、防災行政無線、テレビ、ラジオ等で最新の情報を得るようにしてください。繰り返しますが、放射能が現に施設の外に漏れている状態ではありません。落ち着いて情報を得ようをお願いいたします…万が一の場合の影響が激しいものですから、万全を期すということで、緊急事態宣言を発令をいたしまして、その上で対策本部も設置をし、原子力災害対策特別措置法に基づく最大限の万全の対応をとろうということでございます。繰り返しますが、放射能が現に漏れているとか、現に漏れるような状況になっているということではございません。しっかりと対応をすることによって、何とかそうした事態に至らないようにという、万全の措置を、今、対応をしているところでございます。ただ同時に、そうした最悪の事態に備えた場合も万全を期そうということで、緊急事態宣言を発して、対策本部を設置をしたということでございますので、くれぐれも落ち着いて、特に当該地域の皆さんには対応をしていただきますよう、よろしくお願いを申し上げます…

緊急事態宣言の発令とは思えないような、いかにも悠長な内容である。その後、避難指示を出す際にも、「これは念のための指示でございます、避難指示でございます。放射能は現在、炉の外には漏れておりません。今の時点では環境に危険は発生しておりません。安心して地元市町村、警察、消防などの指示に従って下さい。安全な場所まで移動する時間は十分にあります…不確実な噂などに惑わされることなく、確実な情報だけに従って行動するようお願いをいたします」と繰り返していた〔★3〕。結果からすれば、すでに「漏れるような状況」になっていたのであり、だからこそ原子力緊急事態宣言が発令されたわけである。そればかりか、この内閣官房長官が複数の原子炉建屋が吹き飛び、放射性物質が大量に放出された後にも「ただちに健康に影響はない」と発言していたことも周知のとおりである。

なぜこのような対応の相違が生じるのかを考えたときに、原発事故には何らかの「特別な配慮」が働いていると結論せざるをえない。事故から2年半を経て、当時の政府の対応が「最悪の事態に備えた」「最大限の万全の対応」といえるものであったかどうかについては、すでに多くのことが明らかになっている。たとえば、「最悪の事

態に備える」どころか、文部科学省が年間20ミリシーベルトまで児童生徒の被曝を許容しようとしたことは、2011年4月に大きな問題になった。他方で、福島県が実施している県民健康管理調査において、これまでに甲状腺癌が確定18人、疑い（10%の擬陽性）25人も含めると43人にのぼっている[★4]。しかも、原発事故に際しては、各種情報が意図的に隠蔽されてきたことも周知のとおりである[★5]。

本稿では、こうした問題を全面的に扱うことはできないが、福島原発事故問題をめぐる、2013年9月現在における事態の「振り返り」や「現在地確認」をしておきたい。今後の調査が、これを手がかりに実施されれば幸いである。

## 2. 汚染水問題前史～2013年8月まで

2013年7月22日、参議院議員選挙の翌日に福島第一原発から汚染水が海に流出していることが報じられた。これについては、東京電力が7月18日未明に地下水位と海面の高さの関係から流出の事態を把握していたにもかかわらず、22日になって発表したことがわかっている。これに先立つ6月19日、東京電力はNo.1観測孔で高濃度トリチウム、ストロンチウムを観測し臨時記者会見を行い、これをうけた6月26日の第12回原子力規制委員会では「影響が海水へ及んでいる可能性が否定できない」と指摘されていた。さらに、7月10日の第14回委員会でも「高濃度の汚染水の地中への漏えいが生じ、海洋への拡散が起きていることが強く疑われる」とされていた[★6]。

こうした指摘を待つまでもなく、すでに原発事故から半月後の2011年4月2日に、2号機取水口スクリーン付近からの汚染水流出が発生していたことは記憶に新しい。これに対しては、高分子ポリマーや薬液投入によって漏出孔を塞ぐ作業（同4月2～5日）と同時に、ピット等の封鎖（4月2日～6月25日）、大型土嚢の設置（4月5～8日）、シルトフェンスの設置（4月11～14日）、2号機スクリーン前の鉄板設置（4月12～15日）などの対策が行われた。2号機近くの汚染水漏出は4月5日には止まったと伝えられたが、翌5月には3号機スクリーンポンプ室において、電源ケーブルピットからスクリーン室のコンクリート壁に生じた貫通部を介して汚染水が流出していることが判明し、スクリーン室の角落とし（同6月12～29日）、1～4号機透過防止工破損箇所鋼管矢板による閉塞工事（同7月12日～9月6日）、さらに同10月28日から2014年9月竣工を目指して大規模な海側遮水壁の設置が

始まった【★7】。

汚染水の漏洩をくい止めようとする傍ら、すでに2011年4月4日には政府・東京電力の事故対策統合本部（細野豪志事務局長）は「緊急措置として低濃度汚染水を海に流す」決断をしている。細野首相補佐官（当時）が「汚染水の放出は絶対あり得ない」と主張したわずか3日後のことであった【★8】。ともあれ、こうして事故後2年半にわたって、汚染水が事故対応の主要な柱の一つであり続けたことは疑いない。

事故後、増加していく汚染水を貯蔵するために地下貯水槽を7つ建造した。地下「貯水槽」という名称ではあるが、地面を掘り下げ、底面に遮水シートを張り、底盤保護コンクリートを施したものであって、『東京新聞』は「地下貯水池」と呼んでいる。地下水の流入を避けるためと思われるが、それらは海から遠い岩盤の上に建造された。しかし、2013年4月3日に一番外側の防水シートの外部で汚染水が見つかり、汚染水漏出が明らかになった。続いて、ほかの貯水槽からも汚染水漏出が判明した【★9】。東京電力は「地面に染み込んでいること、漏えいした場所の付近に側溝等はないことから、外部への流出はないと判断」していたが【★10】、その後の調査で、1日1,000トンに及ぶ地下水の流入によって底面が最大で40センチ（3号貯水槽）隆起していたことが流出の原因とわかった【★11】。

地下貯水槽からの汚染水漏出を受けて、茂木経済産業大臣は、2013年4月10日の衆議院経済産業委員会で「地下貯水槽の中の汚染水が鋼鉄製のタンクに余裕を持って貯蔵できるよう、地上タンクを増設させる」と述べ【★12】、急遽、汚染水を移送するための貯蔵タンクを（350基）建造することになった。タンク建造に先立って、4月11日、漏出が判明した3号貯水槽から6号貯水槽へ汚染水の移送を開始したが、ポンプの配管の接続部から汚染水が漏れ、作業を中止した【★13】。これによれば、通水試験を行わずに汚染水移送を実施したことがわかる。この事故により、14日に開始される予定であった地上タンクへの移送は16日まで延期されることになった【★14】。

その後、現地では、貯水槽からの汚染水移送や、汚染地下水など、日々増え続ける汚染水を保管するために、敷地南側に残っていた森林10万平方メートルを伐採し「鋼鉄製」の貯蔵タンクを急造していった【★15】。それ以前に建造されたものも含めて、現在、福島第一原発の敷地内に約1,000基の貯蔵タンクがある。これらのタンクが8月以降の汚染水漏れの舞台になったことは周知のとおりである。

6月19日に、No.1観測孔で高濃度トリチウム、ストロンチウムが検出され、海への流出が疑われたことは先述したが、それへの対策として7月上旬から護岸沿いに

水ガラスを注入し、地下1.8メートルより深い場所に地下遮水壁を作っていた。ところが今度は、堰き止められたことによって地下水面が上昇し、8月2日には遮水壁の上端を超えて海に漏洩している可能性が高いことが明らかになった。そのことは「原子力規制委員会の作業部会で、更田豊志委員らが指摘し、東電も認めた。魚など海洋生物などへの影響が懸念されるため、規制委は東電に緊急対策を指示した」とされる〔★16〕。

8月19日には、貯蔵タンク付近で高濃度汚染水の漏出が発見された。「周辺のタンクには原子炉の燃料冷却に使った後、放射性セシウムを取り除く処理をした汚染水を保管しており、1基当たり千トン入るタンクが計26基ある」とされ、「東電は『タンク内の汚染水が漏れた可能性が高い』としており、少なくとも120リットルが漏れたとみられる」と報じられた。また、「原子力規制委員会は、国際的な事故評価尺度のレベル1と暫定評価した」とも伝えられた〔★17〕。開いたままの排水弁から漏出し、堰の内外に水たまりがあったが、東京電力は「海への流出はない」と発表した。

この「少なくとも120リットル」が、翌20日には、タンクの水面が約3メートル低下していることから推測し「約300立方メートル」の漏出に改められた〔★18〕。これを受けて、同21日、原子力規制委員会は汚染水漏れの事故評価を「レベル3（重大な異常事象）」に引き上げた。同日、東京電力は、「事故直後にたまった高濃度汚染水が、海に直接漏れている可能性が高いと発表した。これまで海に漏れた放射性物質の総量は、ストロンチウム90で最大10兆ベクレル、セシウム137で同20兆ベクレルと推計した」と伝えられている〔★19〕。なお、汚染水が漏出したタンクは、たしかに「鋼鉄製」ではあったが、「フランジ型」と呼ばれる、鋼材をボルトで接合するタイプで、当初から耐久性が懸念されていたものであった。福島第一原発にある1,000基のタンクのうち、350基がこの型のタンクである。

以上をまとめると、2013年4月に地下貯水槽からの汚染水漏出が発覚するや、鋼鉄製の貯水タンクを急造しそこに汚水を移動させるが、その過程でまたしても汚水漏れを起こした。新しい貯水タンクに汚染水が溜まると、今度はそこから汚染水の漏出が発生した。汚染水の海への流出を避けるべく海側に遮水壁を作ったが、今度はそれによって堰き止められて地下水面が上昇し、遮水壁を超えて汚染水が海に流出した。このように、汚染水処理をめぐる右往左往の中で迎えた2013年9月であった。

### 3. 東京五輪招致決定前後の汚染水をめぐる動き

2013年9月初頭、東京へのオリンピック招致問題が山場を迎えていた。この選考最終段階で問題にされたのが、直接的には「汚染水問題」であり、広くいえば福島原発事故問題であった。8月下旬には、この問題もあって東京招致にはとくにアジア票において「劣勢」が伝えられていた。

オリンピック招致の国内的合意を取り付けるため、当初は、福島原発事故の被災地はじめ、東日本大震災被災地の「復興」という名目が利用された。猪瀬直樹東京都知事は、8月8日の都議会臨時会の冒頭で、「未来を担う子供たちに夢を贈り、被災地の復興に弾みをつけ、日本が持つ力とホスピタリティを国際社会に強くアピールし、東京と日本を大きく飛躍させる起爆剤にしたいと思います」と施政方針を語った[★20]。

しかしそれとは対照的に、対外的には、東京と福島の「距離(=遠さ)」や、事故の収束が強調された。竹田恒和 JOC 理事長が IOC 総会に先立って、ブエノスアイレスで9月4日(現地時間)に行った記者会見では、福島と東京の間の距離に言及し、「ほぼ250キロ、非常に、そういった意味では離れたところにありまして、皆さんが想像するような危険性は、東京にはまったくない」(傍点引用者)との発言がなされた。また、安倍首相は同日午前、汚染水問題に触れ「7年後の20年にはまったく問題はないということをよく説明していきたい」と語った。

とはいえ、政府が汚染水問題について東京電力任せの方針を転換したのは、そのわずか10日ほど前のことであった。政府は、2013年8月26日に今年度予算の予備費から汚染水対策費用の捻出を表明した。翌27日には経済産業省も2014年度の概算要求に、初めて汚染水対応費用を盛り込み、28日には安倍首相が滞在先のドーハで「政府が責任を持って対応し、国内外にしっかり発信する」と発言した。9月3日には原子力災害対策本部が、「今後は、東京電力任せにするのではなく、国が前面に出て、必要な対策を実行していく」ことを明記した「汚染水問題に関する基本方針」を発表した。これは「約470億円の国費を投じ政府主導で解決する方針」で、全額国費負担により「対策費は凍土壁の建設費で320億円、浄化装置の開発費で150億円と見積もった。対策費のうち約210億円は2013年度予算の予備費でまかない、年度内に対策に取りかかる」とされた[★21]。事故から2年以上も経て、政府が東京電力

任せの方針を転換したのは、2020年五輪開催都市選考過程において、汚染水問題が国際的な批判的となることをようやく自覚したためであったに相違ない。それは、とりもなおさず汚染水問題の解決が「現地」「住民」のためではなく、五輪招致のための方便であることを意味していた。

一方で、政府の積極的な「姿勢」とは裏腹に、現場ではますます汚染水の深刻さが明らかになっていた。東京電力は、8月31日に「H3エリアBグループ No.4タンク底部フランジ近傍」にて「約1,800mSv/時」の放射線を[★22]、9月3日に「H3エリアBグループNo.4タンク(北側)」にて「2,200mSv/時(5cm距離)」の放射線を計測し[★23]、敷地内で過去最高の線量を更新し続けていた。

9月6日の『福島民報新聞』は、一面トップにて「汚染水、地下水到達か 第一原発 バイパス見直しも 危機的状況深刻さ増す」との見出しで、「東京電力は5日、福島第一原発で約300トンの汚染水が漏れた地上タンク付近で、地下水からストロンチウムなどベータ線を出す放射性物質が1リットル当たり650ベクレル検出されたと発表した。『汚染水が地下水に到達した可能性がある』としている」と報じている。つまり、汚染水問題には、「タンクからの汚染水漏れ」と、「地下水・海水への汚染水漏れ」とがあり、9月にはその両方が危機を迎えているということである。

このような中、9月7日にプエノスアイレスで2020年五輪開催都市を決定する国際オリンピック委員会(IOC)総会が行われた。最終プレゼンテーションに臨んだ安倍首相は「(福島第1原発の)状況はコントロールされている。東京にダメージが与えられることは決してない」と説明したが、演説後の質疑でゲルハルト・ハイベルク委員(ノルウェー)から「東京に影響がないという根拠はなにか」と質問が出た。これに対し、首相は近海モニタリングのデータなどを示し、「汚染水による影響は港湾内の0.3平方キロの範囲内で完全にブロックされている…抜本解決に向けたプログラムを私が責任を持って決定し、すでに着手している」と答えた、と伝えられる[★24]。現地で行進する危機とのあまりの乖離に言葉を失う。そもそも「状況はコントロールされている」というなら、その4日前に「国が前面に出て必要な対策を実行」と約束した意味がわからない。

奇しくも、オリンピックの東京招致が報じられた9月8日に、300トンの汚水漏れを起こしたタンクから20メートル地点の井戸から、4,200ベクレルのトリチウムが検出された。これが、同11日には97,000ベクレル、22日には15万ベクレル、25日には17万ベクレル、26日には19万ベクレル、10月6日には23万ベクレル、同7日に25万ベクレル、8日に26万ベクレル、9日に28万ベクレル、10日には

32万ベクレルと悪化の一途を辿っている〔★25〕。このデータは、地下水の汚染が深刻化していることを意味する。

安倍発言についていえば、外洋と構内の境界に汚染水の排出を遮蔽するものはシルトフェンスしか存在しない。シルトフェンスに遮水効果はなく、海水が行き来する。でないと、そもそも日々海に流出しているといわれる地下水を溜めきれぬはずがない。9月9日の記者会見で東京電力が「シルトフェンスの内と外での放射性物質の濃度は5倍程度の違い」があるとしながらも「海水の行き来がゼロになるとは思っていない」「シルトフェンスでもトリチウムを止める力はない」と述べているのは、そのことを裏書きしている。また、安倍首相発言後の9月26日には、シルトフェンスの破損が見つかった〔★26〕。シルトフェンスの破損は2013年4月8日にも見つかっており〔★27〕、初めてのことでない。10月8日には、「岸壁の東側の沖合1キロの地点で海水」中、セシウム137が1リットルあたり1.4ベクレル検出された。1リットルあたり1ベクレル以上検出されたのは初めてという〔★28〕。10月7日から10月10日にかけて、港湾内のセシウム量も2倍以上に増加したが、「東電は、護岸の地盤改良工事で土壌に圧力が加わり、地中にたまっていた高濃度の汚染水が流出したことが原因」としており〔★29〕、一方の対策をすれば他方の問題が拡大する、という関係になっている。これについて、「抜本解決のプログラム」が実在するのなら、汚染水が事故から2年半も経って問題化するのとは奇異であるし、「決定し、着手している」ならその全貌が公開されてよいはずである。このプログラムとは、おそらく凍土壁を指すのであろうが、これも東京電力の工程表によれば、「着手している」どころか、2013年度いっぱい「概念設計・実証実験等」の期間とされており、いつ着工されるかわかならない代物である〔★30〕。なお、2013年10月1日には陸側凍土壁の公募が締め切られたが、すでに同年5月16日の鹿島建設による説明資料に、「閉合域内への地下水流入が十分に遮断され、滞留水の水位と地下水位がほぼ一致する場合、滞留水が拡散で建屋外に漏洩する恐れは否定できない」と記されていた〔★31〕。このようなものを「抜本解決のプログラム」と呼べるかどうかは再考の余地がある。

さて、9月19日になって安倍首相は福島第一原発サイトの現地調査に出た。共同通信の報道によれば、その場で首相が「0.3は？」と東電幹部に尋ねていたという。そのことは、「0.3平方km」の範囲を知らずにブロックされていると宣言していたとして、翌日以降のニュースになったのであるが〔★32〕、当の首相は、現地調査後の記者会見で「汚染水の影響はですね、湾内の0.3平方キロメートル以内の範囲において、完全にブロックされているわけでありまして」と再度強調し、福島第一原発の状況



は管理できているとの認識を示している【★33】。

9月28日には、福島第一原発で前日から試運転を再開したばかりの東芝製・多核種除去設備(以下、ALPSと略記)で不具合が発生し、運転開始約22時間後に停止した。処理した汚染水は100リットルに満たなかった【★34】。10月3日には斜面タンクから汚染水が港湾外に流出し、翌日にそれが報じられた【★35】。それでも、政府は「(状況は)全体としてはコントロールできている」と強弁した【★36】。ALPSは、3系統あるラインのうちC系統で9月30日に稼働を再開していたが、10月4日、機器の異常を示すアラームが鳴り、またしても停止した【★37】。

10月3日にも、「汚染水新たに漏えい タンク堰から20万ベクレル」という見出しで、漏れ出した堰の内側で「ストロンチウム90などベータ線を出す放射性物質が1リットル当たり20万ベクレルという非常に高い濃度で検出された」と報じられた。「ストロンチウムの法定基準は1リットル当たり30ベクレル」である【★38】。同日、「第一原発 台風の雨の対策 せきから貯蔵、汚染水タンクへ 満杯なら 未承認基準で排水」という報道もあった【★39】。

汚染水だけみても、危機は深まるばかりで、「状況はコントロールされている」という状態からはほど遠い。福島第一原発に流入する地下水は1日600トンとも1,000トンともいわれるが、この地下水対策の目処も立っていない【★40】。10月7日、閉会中審査の参議院経済産業委員会において、参考人として招致された廣瀬東京電力社長は、次のように語っている【★41】。

事故による大気中への放射性物質の放出、まずはそちらの方でございますが、セシウムの134、137合わせて2万兆ベクレルと評価しております。現在は、毎時1千万ベクレルの追加的な放出があるものというように評価しております。一方、海洋への放射性物質の放出ですけれども、事故直後の、汚染水を漏らしたなどということによりまして、当初はセシウム、これも134と137合わせてということでございますけど、約7,100兆ベクレルが放出されたというように評価しております。その後、地下水の汚染などによりまして、これもまた評価の値でございますけど、最大で約200億ベクレル、これは1日あたりでございますけれども、のセシウムが流出しているのではないかと評価を行っているところでございます…

この直後に答弁に立った田中俊一原子力規制委員会委員長は、「当初は海の汚染もありましたけれども、だんだん落ち着いてきて、海水中の汚染はほとんど検出されな

くなっておりまし、海洋生物への影響もだんだん、ほぼなくなってきております」と述べている。海洋汚染が収束に向かっているというのは、これまでの検討に照らせば、事実に反しているか、あるいは当初のデータを隠しているかのどちらかであって、きわめて重大な発言であるにもかかわらず、委員会でそのことが追及されることはなかった。

これらのやりとりを受けて、10月9日に茂木経済産業大臣は、国際原子力機関（IAEA）の天野之弥事務局長と経済産業省内で会談し、「信頼性の高いモニタリングと情報発信の分野で協力してほしい」として、周辺海域の水質調査の信頼性向上や対外説明などで支援を求めたとされる[★42]。その言外の意図は、もはや明らかであろう。

#### 4. 2013年9月の「現存被曝状況」

IOCでの安倍首相について、先述の「完全にブロック」発言と「抜本解決に向けたプログラム」発言の間には、次のような一文が挟まっていた。

福島の近海で、私たちはモニタリングを行っています。その結果、数値は最大でもWHOの飲料水質ガイドライン〔ママ〕の500分の1であります。これが事実です。そして、わが国の食品や水の安全基準は、世界でも最も厳しい基準であります。食品や水からの被曝量は、日本どの地域においても、100分の1であります。つまり、健康問題については、今までも、現在も、そして将来も、まったく問題ないということをお約束いたします…

「これが事実です」と強弁するなら、根拠となるデータを示す必要があるはずである。WHOの「飲料水水質ガイドライン」において、一般的水質基準は、1リットルあたり全 $\alpha$ 線種で0.5ベクレル、全 $\beta$ 線種で1ベクレルである。これを超えたものについては「個々の放射性核種濃度の測定およびガイダンスレベルとの比較」を行い、年間0.1ミリシーベルトを超えるようなら線量低減策をとる、と規定されている[★43]。破損したシルトフェンスしか遮蔽物のない中で、地下20メートルの井戸においてトリチウムのみで23万ベクレル、タンク堰で全 $\beta$ 線種20万ベクレルが検出（いずれも発言後に発覚した数値ではあるが）されていることに照らせば、「0.3平方キロメートルで完全にブロック」され、「WHO飲料水基準の1/500」という側に説明責任が

あると思われる。

日本の食品や水の安全基準が「世界で最も厳しい」かどうかについても、一つでも例外を示せば事実でないことが明らかである。日本の安全基準は、2012年4月1日から一般食品について1キログラムあたりセシウム134とセシウム137の合計で100ベクレル、飲料水については10ベクレルであるが[★44]、ウクライナはいずれもこの基準を下回っている。2012年3月末までは一般食品については1キログラムあたりセシウム134・セシウム137合算で500ベクレルまでという暫定規制値が用いられていたし、その基準は、1週間で、論文の原典に遡りもしないで、事故が起こった以上「現実的には」基準値を上げて対応するしかない、というスタンスで決定されたものであった[★45]。「食品や自らの被曝量は、日本のどの地域においても、100分の1」というのは意味を量りかねるが、仮に「安全基準」の100分の1という意味だとしても、後述のように事実誤認である。

健康被害については、すでに2013年8月20日に開催された第12回県民健康管理調査検討委員会で、冒頭に述べたように小児甲状腺癌の確定18人、疑い25人という数字が発表されている。小児甲状腺癌は夙に100万人に1人の病気として知られるが、福島県の場合、1次検査の結果が出た20万人弱が上記人数の母数になる。むろん、小児甲状腺癌は健康被害の氷山の一角に過ぎない。5月8日の衆議院災害復興特別委員会では、南相馬市の脳卒中発症率が65歳以上で原発事故前の1.4倍、35～64歳で3.4倍と紹介された[★46]。

安倍首相はこの発言を「今この瞬間にも福島の青空のもと、子どもたちはサッカーボールを蹴りながら、復興そして未来を見つめています」というエピソードで結んでいるが、復興・未来はともかく、子どもたちが屋外でサッカーボールを蹴っているのは、残念ながら事実である。

2013年9月26日、「福島県下郷町で採取された野生きのこ」について出荷制限が指示された[★47]。昨年度以来、「出荷制限の一部解除」ばかりがニュースになるが、指示の数は「解除」よりも新規「出荷制限」の方が多い[★48]。先日、9月に南相馬市で採取されたシメジから1キログラムあたり34,600ベクレル、あんぼ柿からは最大210ベクレル、干し柿からは同180ベクレルの放射性セシウムが検出された、という報道があったばかりである[★49]。このような中で、9月末に福島県内の漁協では、汚染水問題で延期になっていた試験操業が相次いで再開された。相馬漁協は9月25日に操業を再開し、26日にはスーパーの店頭などでイカや毛ガニなどの販売を開始した。いわき漁協では10月3日から開始とされた[★50]。

政府からの「出荷制限」の指示についていえば、たとえば「ただし、貴県の定める管理計画に基づき管理される大豆については、この限りでない」という文言が付随する場合がある。これを受けて、県側から「申請」と題して「管理計画」が国側に示され、「放射性物質についての全袋検査を受け、基準値以下であることが確認された…(品名が入る)について、出荷制限を解除すること」としている【★51】。従来、地域で1点でも基準値を超える産品が出た場合には当該地域全体が出荷制限を受けていたのであるが、この「申請」以降は、全袋検査を条件に「基準値以下」のものなら出荷するようになった。なお、こうした変更について福島県は、自らが行った「申請」について言及せずに、「国の一部解除の指示は、全袋検査の結果、基準値を超えない大豆については、出荷販売を可能とするものです」と記し、国の意向でそのような運用をしているかのごとく説明している【★52】。10月5日には、「出荷規制 品種別に 国、県方針 風評払拭目指す」という記事が新聞に掲載された【★53】。

その「安全基準値」の運用に際しても、「基準値は、セシウム 134 とセシウム 137 の濃度の合計値として定められているので、両核種それぞれの値を3桁目まで求めて、これを合計した上で3桁目を四捨五入し、有効数字2桁とし」適用するため【★54】、100ベクレルを超える農産物も出荷可能になっている。実際、2012年10月16日いわき市で採取の米は102.8ベクレルだったが、「基準値以下」で出荷になった。

『朝日新聞』朝刊の連載記事「プロメテウスの罠」では、9月29日から「給食に福島米」という新シリーズが始まった。そこには、JA 新ふくしまの組合長が原発事故から3週間後に3,000人の組合員に営農継続の方針を説明し「農協が命をかけて売る」と作付けを迫った事実【★55】、この人物が、米を売るためには「自分たちが食べるしかない」と思い、「とくに、学校給食に福島市産米を使うこと…子どもたちが福島の水を食べれば、安全性を全国にアピールできる」と考えた。このJAの方針によって、福島市は2012年10月に給食の会津産米から福島市産米への切り替えを決定したこと【★56】、議会での慎重論や保護者からの「市による全量検査実施」「福島市産米使用についての保護者アンケート実施」請願に対し、市側は「物理的に不可能」「学校からの通知で十分」と、あっさり否定し、議会での採決で38議席中数人の賛成で不採択となった経緯が示されている【★57】。ある教師は、「福島は今、米作りもふくめて復興に向かおうとしています。そういう行政の方針には従うしかないんです」と述べている【★58】。

## 5. 責任者処罰と被害者救済の論点

東京五輪招致が決定した翌日の9月9日には、原発事故をめぐる刑事告訴について東京地検へ移送した上で一括して全員の不起訴が決定された。これは、2012年8月1日に、福島地検が1件、東京地検が3件、金沢地検が1件受理した告訴・告発状についての決定である〔★59〕。過去最大の告訴人数（第一次告訴1,324人、第二次告訴13,262人）であるといわれる。刑事告訴を報道する各紙（『読売新聞』『朝日新聞』『毎日新聞』『東京新聞』等、テレビではNHKなども）は、いずれも「菅元首相」の不起訴を伝えているが、福島原発告訴団は菅直人元首相を告訴していない。弁護団声明によれば各紙のミスリードを誘引しているのは「検察当局」だとされるが〔★60〕、その真偽はともかく、事実確認もせずに報道する姿勢それ自体が問題であろう。東京地検への移送は9月9日12時過ぎに伝えられ、その1時間後には東京地検が「全員不起訴」を決定している。これに対して、原発告訴団は次のようなコメントを出した〔★61〕。

不起訴処分判断が下された場合、即刻、検察審査会に申し立てを行う予定でしたが、事件が突如として東京に移送されたため、福島県の検察審査会で審査されなくなりました。その結果、被害当事者が住んでいる福島県ではなく、東京都で都民が審査するというのです。この出し抜きの行動は、事故被害者を愚弄する仕打ち、そのものであると思います…

東京地検への移送を受けて、10月16日に「東京」検察審査会への不起訴処分に対する審査申立が予定されている。

原発事故を発生させた人々、その被害を拡大させた人々の責任を問わないばかりではなく、事故の被害者に対する救済の途も局限されようとしているのが、2013年9月の現実である。なお、原発告訴団は、不起訴決定に先立つ9月3日福島県警察本部において、汚染水問題に関わって東京電力株式会社とその経営幹部を「人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律3条」違反で刑事告発している〔★62〕。この告発は、10月11日に受理された。

福島原発事故の集団訴訟は、各地で件数が増え続けているが、2013年3月11日

に福島県などの800人が東電と国に損害賠償や原状回復などを求めた訴訟で、新たに1,159人が、第二次訴訟として約45億三千万円の慰謝料支払いなどを求めて福島地裁に提訴した。原告数は計1,959人で、原発事故を巡る集団訴訟で全国最多となった〔★63〕。当該訴訟で、国と東京電力は過失責任の認否を留保しており、過失責任の有無を争うとみられていたが〔★64〕、10月11日に千葉地裁で開催された、千葉県への避難者が提起した集団訴訟の第3回口頭弁論で、国側は初めて具体的な反論を提示し、「津波到来の知見はなく、予見はできなかった」と主張した〔★65〕。

東京電力福島原発事故にともなう裁判外紛争解決手続き(ADR)においては、国の原子力損害賠償紛争解決センターの仲介委員らが申立人の30代女性に対し、「子どもを申立人に加えなければ、和解額がゼロになる」と虚偽の通告をした問題で、センターは8月27日、仲介委員と調査官を和解案の担当から外したことを明らかにした。女性の代理人の野村吉太郎弁護士は同日、都内の司法記者クラブで記者会見した。「(子どもを申立人に加えることで)紛争解決の実績人数を増やしたかったのではないか」との見方を示した。その上で「センターの対応は誠意がなく、公正中立性を損なう」と批判している〔★66〕。

また、ADRの手続において、東京電力側が野生キノコを「窃盗物」と呼び「賠償が欲しいなら裁判で」と突き放された、猪苗代町の農園店主の談話が報じられてもいる〔★67〕。

さらに、この損害賠償紛争解決センターに属する「原発ADR和解仲介室」の野山宏室長は、インタビューに答え、東京電力の対応について「あまり改善されていない。必要のない説明や資料を(被害者側に)求めることがまだ多い」とし、「東電は『被害者間の平等』と言うが、金額を切り下げようとするだけで、被害の実態に応じた対応ではない。賠償額を小さくし、早く政府にお金を返したいと考えているのだろう」と語っている〔★68〕。しかし、他方でこの人物がADRで「親の失業損害」を「子どもに支払われた賠償金」で相殺し、賠償額を減らしている張本人であることは、ADRの実務に携わっている弁護士の間では有名である。紛争解決センター自体が紛争の種になっているともいえる〔★69〕。

他方で、これまで実施されてきた「風評被害」(全都道府県対象)への賠償も、この8月から9月にかけて相次いで東京電力からの一方的な通告により、突然打ち切られている〔★70〕。業者の相談を受けた玉造順一社民党茨城県連幹事長は、「事故を起こした側が打ち切りを一方的に判断する仕組みも問題だ」と批判している。

2013年8月8日、伊達郡川俣町山木屋地区を最後に、福島県内11市町村の避難

区域再編が終了した【★71】。避難区域から「解除」されると、3ヵ月後に自動的に賠償が打ち切られる。つまり、避難区域再編は賠償打ち切りと連動しており、賠償軽減の東京電力の意向を政府が具体化している例といえる。再編後は、「帰宅困難区域」「居住制限区域」「避難指示解除準備区域」という区分にされたが、あらゆる市町村において「分断」指定されていることが特徴である。線量に基づいたとのことであるが、これは後述のように「子ども・被災者支援法【★72】」の基本方針への説明と齟齬する。

8月30日、「子ども・被災者支援法」の「基本方針（案）」が突如発表された【★73】。この法律は、超党派の議員立法として2012年6月21日に衆議院本会議において全会一致で可決したが、政権が変わり、主務官庁が明確でないこともあって、法律を具体化する基本方針（第5条に規定）が定まらないまま1年以上も店ざらしにされた。「放射線量に係る調査の結果に基づき、毎年支援対象地域等の対象となる区域を見直す」（附則2）という文言に照らせば、1年以上放置されることは法の想定外だったはずである。また、基本方針策定の手続として「基本方針を策定しようとするときは、あらかじめ、その内容に東京電力原子力事故の影響を受けた地域の住民、当該地域から避難している者等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする」（第5条第2項）とされているが、復興庁は一度も意見聴取会を主催せず、一方的に基本方針案を示した。

内容についても、法律との乖離が甚だしい。支援対象地域とは、法律によれば「その地域における放射線量が政府による避難に係る指示が行われるべき基準を下回っているが一定の基準以上である地域」を指すが（第8条）、基本方針では線量に基づかず、福島県内浜通り・中通り地域の33市町村（避難区域を除く）とした。会津地方、福島県外は準支援対象地域とされた【★74】。施策としても復興大臣が2013年3月に示した「原子力災害による被災者支援施策パッケージ」を超えるようなものはなく、支援対象地での除染が強調されたほか、避難者への支援は限定的で、帰還促進の意図が明確である。これは、法の目的に違背する（第1条）。こうした方針を固める際、復興庁が支援対象地域や内容を決める折りに関係省庁と協議した会議の議事録を作成せず、会議資料についても「国民の誤解や臆測を招く」などとして開示しなかったことが報じられた【★75】。行政庁が立法に基づかずに、勝手に法律を作っている実態がある。

さて、この基本方針案は、即座にパブリックコメントに付された。当初9月13日までとされたパブリックコメント期間は、期間が短すぎるとの批判を受けて23日までに延長された。ここには全国の自治体「数十件」を含め、4,963件のコメントが寄せられた【★76】。また、先述の法第5条第2項（被災者の意向反映）を満たすため

と思われるが、9月11日になって福島市で復興庁主催の説明会が実施された。この会場でも異論が相次いでいる〔★77〕。

これらを受け、基本方針は10月11日に閣議決定されたが、準対象地域の健康管理調査について「適切に支援する」と文言は加わったものの、被災者が求めてきた県外での医療・健診の享受には言及がなく、県外避難の住宅補助も含まれていない。復興庁に寄せられたパブリックコメントに対する政府の見解が公表されたのは、閣議決定後の10月11日であったが、公表された内容をみれば、閣議決定がこれらのパブリックコメントをまったく考慮しなかったことは明らかである〔★78〕。国民から意見を聞くという「形式」を整えたに過ぎない。

9月11日に、東京災害支援ネット（とすねっと）の原発事故の避難世帯、被害地域住民の比較調査の結果が発表された〔★79〕。その中の、被害地域住民に対する「避難が可能であれば、あなたや他の家族も避難したいと思いますか？」という設問では、52%が「思う」、45%が「思わない」と回答している。「思わない」の理由は、「仕事があるため」が61%、「避難住宅の支援が得られない」が46%、「お金がない」が32%と続いている。避難世帯に対する「福島への帰還を考えていますか？」という設問には、64%が「考えていない（避難生活を続ける）」、20%が「考えている」と回答している。被害地域に今も残っている回答者のうち、過半数は今からでも避難することを望み、避難者の約2/3は避難生活の継続を希望している。避難を希望しない理由も、現地に仕事があり、住宅支援がなく（2012年12月28日で新規募集が打ち切られた）、お金がないからであった。昨年（2012年）10月に発表された、福島市の調査でも同様の結果が出ていた〔★80〕。子ども・被災者支援法の基本方針は、このような層に対する要求に応えるものではなかったのである。

結局、福島原発事故に関しては、責任者の起訴・刑事処罰についても損害賠償請求についても救済の途は開かれず、和解手続は遅延した上、低額の賠償に抑えられ、「子ども被災者支援法」の立法による行政的救済・補償は骨抜きにされた。現地では、今も救済を待ち望んでいる声は多いが、司法も立法も行政もこれを放置している。

9月17日までのパブリックコメント期間を経て、9月27日付『朝日新聞』には、「特定秘密保護法」の政府案全文が報じられた〔★81〕。磯崎陽輔首相補佐官は、18日のBSフジ番組で「原発（の情報）が特定秘密になることは絶対はない」と明言したが〔★82〕、保護対象は「その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるものを特定秘密として指定する」（第3条）として、別表に「防衛、外交、特定有害活動、テロリズム」などが列挙されている。



しかし、何が「有害」かは特定されておらず、その内容は拡大解釈される恐れがある。「記者のほか、情報公開を求め、調査活動をする市民や研究者まで厳罰の対象になり、国民全体に大きな影響がある」という指摘もあり、原発事故問題に関しても「日本は今でさえ、本来なら国民が知るべき情報が出てこない。原発事故で（放射性物質の拡散状況をコンピューターで予測する）「緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（SPEEDI）」や被ばくに関する正確な情報が伝えられなかったのがその表れだ。（法案が成立すれば）身近に必要な情報が一層隠される」と危惧されている[★83]。また、有識者会議の議事録すら作成されていなかった点に象徴されているように[★84]、問題は、国民に対するアカウンタビリティという観点が欠如していることである。

## 6. 小括

福島第一原発の事故から2年半になる。当時2歳だった娘は5歳に、6歳だった息子は9歳になった。事故後、離ればなれのまま今日に至り、家族が一緒に暮らす見通しも立たない。過日、泉田裕彦新潟県知事が、テレビ番組の中で次のようにコメントしていたが、筆者（荒木田）の生活そのものといってよい[★85]。

福島の方<sup>かた</sup>はですね、新潟にはまだ5,000人避難されてきているんですけど、生活再建もできないような状況になっています。公共事業だったら、再取得価格で補償してもらえるのに、そういったこともなしにですね、もう二束三文で賠償で、自分の人生をパーにするというような感じを見せられているわけですね。だから、こんな悲劇を次から次へ繰り返すことは、やっぱりあってはならない…

しかし他方では、本稿で検証してきたように、一国の首相が事実でないことを公然と政府の見解として語っている。とはいえ、くだんの安倍発言が事実かどうかの検証は、実はあまり重要な作業ではない。なぜなら、そもそも安倍発言の内容が事実であるとは、ほぼ誰もが信じていないからである。現地（事後）調査の際の「0.3は？」という発言からすれば、言われている本人すらも事実かどうかわかっていないと思われる。

問題は、誰も信じていないような「発言」に従って現実が粛々と進行していることである。首相が「ブロックされている」といっているのだから、ブロックされている

のだ、という類である。原発事故を過小評価し、あわよくばなかったことにする、という目標で政策が考えられ、それに引きずられて事実認定が逆算される。次々と危機的な状況が明らかになってくる現場との乖離が進行する。原発問題も、それを取り巻く問題も、国民生活を大きく変化させるような重大なものであるが、次々に熟慮のいとまもなく決定されている。めまぐるしい事態の推移に対して課題に追われ考える時間がなければ、対応のしようもない。生活が漫然と多忙化していることと、現在の国民世論の関係を考えさせられる。

また、被災地が放置される流れの背景には、不幸を分け合う姿勢の欠如や、国民的連帯の喪失も挙げられる。人々が個別的に振る舞うようになり、そこに国家機密法制がつけいる余地が生じる。また、このような時期だからこそ、五輪招致に政府が躍起になり、オールジャパンでの復興が議題に上るのであろう。福島原発事故を起こし被害を拡大した人々が罪を問われず、被害者が放置されて2年半になろうとしている。ぶつける場所のない怒りを抱えながら、被害は日々拡大し、サイトは収束の気配もない。そのような中、東京電力は9月27日に柏崎刈羽原発の新規制基準適合審査を原子力規制委員会に申請した。事実上の再稼働申請である。それに対して政府も、「経営危機の深刻化だけは避けたい」として「審査で安全性が確認できれば再稼働を容認する方針を固めた」と伝えられている〔★86〕。10月9日に、自民党は外交部会などの合同会議で、トルコ、アラブ首長国連邦(UAE)に原発輸出を可能とする原子力協定の締結を了承したとされ、「15日召集の臨時国会で承認後発効する見通し」と報じられた〔★87〕。彼らは、原発事故からいったい何を学んだのであろうか。

追記：今回は住民の健康管理の問題については言及できなかったが、9月20日に必読文献が刊行された。日野行介『福島原発事故県民健康管理調査の闇』(岩波書店、2013年)である。福島県がこの問題について震災後何をしてきたかがよくわかる一冊である。

11月25日、福島県は第12回の県民健康管理調査検討会を実施した。ここでは、甲状腺癌患者は26人、疑いを含めると58人へと増加した旨が報告された。

また、11月25日には福島駅前のホテル辰巳屋において、特定秘密保護法の公聴会が実施された。福島県側から7人の意見陳述人が出て、全員が法案に否定的な意見を述べた。しかし、翌26日の新聞には『法案全体の意義について、理解が得られたのではないか』という中谷委員会筆頭理事のコメントが掲載され、その日の午前中に衆議院特別委員会では、法案が強行採決された。

再校中の2013年12月1日、『毎日新聞』の朝刊第1面で、内閣府が2012年

2～3月にロシアなどへ職員を派遣し、子ども・被災者支援法の理念を否定する内容の作成した上、「原発推進派に配布」していたことが報じられた。報告書には「膨大なコストに対し、見合う効果はない」との証言が並ぶ。他方で、調査団が実践地区に行っていない「エートス・プロジェクト」（住民自身が被曝量を管理して低線量地域に留まる実践）を紹介している。一方的に決定された子ども・被災者支援法の基本方針も、被災地の住民自身が個人線量を管理して汚染地域に留まることを要求する政府の方針も、この延長線上にあることは明らかである。なお、報告書は「福島での健康影響対策は適切だったと強調もしている」ようであるが、適切かどうかは数年後に検証されるはずである。

東京電力は、11月28日夕方の記者会見において、タンクの空き容量が少ないため、2号機と3号機の間で予定していた汚染水くみ上げを当面中止した（<http://genpatsu-watch.blogspot.jp/2013/11/TEPCO201311281730.html>）。これは、汚染水の海への流入を黙認するものでもあったが、月間12,000トン超のタンクを急造し、一方でフランジ型タンクのリプレイスに充てながら、他方で増加する汚染水に対応しなければならない現場の行きづまりぶりを象徴している。

12月2日現在、福島第一原発の海側観測井戸（No.1-16）で毎時110万ベクレル（全β線）の汚染水が検出され、過去最悪を更新し続けている（[http://www.tepco.co.jp/nu/fukushima-np/fl/smp/2013/images/tb-east\\_map-j.pdf](http://www.tepco.co.jp/nu/fukushima-np/fl/smp/2013/images/tb-east_map-j.pdf)）。

12月4日、震災から1,000日目を迎えたが、原発事故による福島県の避難者は、県外に約5万人、県内も含めれば約14万人にのぼっている。

#### ■注

★1——気象庁が特別警戒を発令したのは、2013年8月30日、大雨・暴風・高潮・波浪・大雪、暴風雪、地震動・津波・噴火につき「特別警報」の運用が開始されて初めてのことであった。特別警報が発令されたら「ただちに命を守る行動をとる」とされた（気象庁「特別警報リーフレット」〔気象庁、2013年〕）。ただし、横山課長はそれに先立つ7月28日、山口・島根県豪雨の際の記者会見でも同様の警告を発していた。

★2——首相官邸のウェブサイト（[http://www.kantei.go.jp/jp/tyoukanpress/201103/11\\_p3.html](http://www.kantei.go.jp/jp/tyoukanpress/201103/11_p3.html)）参照。

★3——同前（[http://www.kantei.go.jp/jp/tyoukanpress/201103/11\\_p4.html](http://www.kantei.go.jp/jp/tyoukanpress/201103/11_p4.html)）。

★4——2013年8月20日に福島市で開催された第12回県民健康管理調査検討委員会での報告による。配付資料（<http://www.pref.fukushima.jp/>）

imu/kenkoukanri/250820siryou2.pdf) には「悪性ないし悪性疑い 44 例」とあるが、本文では、手術の結果良性結節とされた一例を除いている。とはいえ、配付資料は事後に何の説明もなく改竄されたことがあるので、この数字の信頼性自体が疑わしいという声もある。なお、本文に続く「追記」も参照のこと。

★ 5——荒木田岳「福島における原発震災後の報道」(歴史科学協議会編『歴史評論』第 750 号、2012 年)。

★ 6——東京電力「汚染水の発電所港湾内への流出に関する公表問題について」(プレスリリース 2013 年 7 月 26 日) およびその別添資料「汚染水の港湾内への流出に関する公表問題の時系列」参照 ([http://www.tepco.co.jp/cc/press/2013/1229246\\_5117.html](http://www.tepco.co.jp/cc/press/2013/1229246_5117.html))。東京電力側は、たとえば 7 月 5 日の記者会見でメディアから「全  $\beta$  900,000Bq/L もの高い値が出ても見解を変えないのか」との質問が出されたときにも「海側では値が出ていない。これまでの見解を変えるものではない」として、海への汚染水流出には否定的な立場をとりつづけた。なお、「No.1 観測孔」とは、1 号機と 2 号機の間、道路海側にあるボーリング孔のことである。

★ 7——同前。

★ 8——『毎日新聞』、2013 年 9 月 7 日付。

★ 9——東京電力「福島第一原子力発電所プラント状況等のお知らせ(4 月 9 日午後 5 時現在)」(プレスリリース 2013 年 4 月 9 日、[http://www.tepco.co.jp/nu/f1-np/press\\_f1/2013/pdfdata/j130409a-j.pdf](http://www.tepco.co.jp/nu/f1-np/press_f1/2013/pdfdata/j130409a-j.pdf))。

★ 10——同前

★ 11——『朝日新聞デジタル』、2013 年 8 月 13 日付。

★ 12——『読売オンライン』、2013 年 4 月 10 日付。

★ 13——東京電力「福島第一原子力発電所プラント状況等のお知らせ(4 月 11 日午後 3 時 30 分現在)」(プレスリリース 2013 年 4 月 11 日、[http://www.tepco.co.jp/nu/f1-np/press\\_f1/2013/pdfdata/j130411a-j.pdf](http://www.tepco.co.jp/nu/f1-np/press_f1/2013/pdfdata/j130411a-j.pdf))

★ 14——『毎日新聞』、2013 年 4 月 16 日付。

★ 15——共同通信、2013 年 4 月 15 日 (<http://www.47news.jp/47topics/e/240390.php>)、2011 年からすでに「野鳥の森」と呼ばれる敷地内の森林 37 万平方メートルを切り拓いて貯蔵タンクを造成しており、従来は森林の陰となって見えなかった原子炉建屋が、現在では近隣からよく見えるようになっている(『朝日新聞デジタル』、2011 年 11 月 18 日付)。

★ 16——『日本経済新聞』、2013 年 8 月 3 日付。

★ 17——『日本経済新聞』、2013 年 8 月 20 日付。「処理後」の冷却水と

伝えられているが、汚染の度合いは、「真上約 50 センチで最大毎時 100 ミリシーベルト」であったとされる。

★ 18——東京電力「福島第一原子力発電所プラント状況等のお知らせ（日報：平成 25 年 8 月 20 日午後 3 時現在）」（2013 年 8 月 20 日、[http://www.tepco.co.jp/nu/f1-np/press\\_f1/2013/pdfdata/j130820a-j.pdf](http://www.tepco.co.jp/nu/f1-np/press_f1/2013/pdfdata/j130820a-j.pdf)）。比重が 4℃の水と同じであると仮定した場合、300 立方メートルは 120 リットルの 2,500 倍に相当する。

★ 19——『毎日新聞』、2013 年 08 月 22 日付夕刊。見出しは「推計 30 兆ベクレル」とされていた。

★ 20——「平成 25 年第一回都議会臨時会知事発言」（ウェブサイト「知事の部屋」、<http://www.metro.tokyo.jp/GOVERNOR/HATSUGEN/SHOUSAI/30n88100.html>）。

★ 21——日本弁護士連合会「福島第一原子力発電所の速やかな汚染水対策を求める会長声明」（2013 年 9 月 5 日、<http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/statement/year/2013/130905.html>）、原子力災害対策本部「東京電力（株）福島第一原子力発電所における汚染水問題に関する基本方針（案）」（2013 年 9 月 3 日、<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/genshiryoku/dai32/siryou1.pdf>）、『日本経済新聞』、2013 年 9 月 4 日付、ほかを参照。なお、ここでいう「浄化装置」は、「ALPS」（後述）を指している。

★ 22——東京電力「福島第一原子力発電所プラント状況等のお知らせ（日報：平成 25 年 9 月 1 日午後 3 時現在）」（2013 年 9 月 1 日、[http://www.tepco.co.jp/nu/f1-np/press\\_f1/2013/pdfdata/j130901a-j.pdf](http://www.tepco.co.jp/nu/f1-np/press_f1/2013/pdfdata/j130901a-j.pdf)）。

★ 23——東京電力「福島第一原子力発電所プラント状況等のお知らせ（日報：平成 25 年 9 月 4 日午後 3 時現在）」（2013 年 9 月 4 日、[http://www.tepco.co.jp/nu/f1-np/press\\_f1/2013/pdfdata/j130904a-j.pdf](http://www.tepco.co.jp/nu/f1-np/press_f1/2013/pdfdata/j130904a-j.pdf)）。これを報じた『毎日新聞』（2013 年 9 月 4 日付）は、「ほとんどは透過力の弱いベータ線で、作業員らへの健康影響は考えにくいとみられる」としているが、「透過力」で「健康影響」をはかることには問題がある。

★ 24——『毎日新聞』、2013 年 9 月 8 日付。

★ 25——東京電力「福島第一原子力発電所構内 H 4 エリアのタンクにおける水漏れに関するサンプリング結果（H4 エリア周辺）」（<http://www.tepco.co.jp/nu/fukushima-np/f1/smp/2013/index09-j.html>）。10 月（現在月）分は（<http://www.tepco.co.jp/nu/fukushima-np/f1/smp/index-j.html>）。

★ 26——東京電力「福島第一原子力発電所プラント状況等のお知らせ（日報：

平成 25 年 9 月 26 日午後 3 時現在)」(2013 年 9 月 26 日、[http://www.tepco.co.jp/nu/f1-np/press\\_f1/2013/pdfdata/j130926a-j.pdf](http://www.tepco.co.jp/nu/f1-np/press_f1/2013/pdfdata/j130926a-j.pdf))。

★ 27——東京電力「福島第一原子力発電所プラント状況等のお知らせ(日報：平成 25 年 4 月 8 日午後 3 時現在)」(2013 年 4 月 8 日、[http://www.tepco.co.jp/nu/f1-np/press\\_f1/2013/pdfdata/j130408a-j.pdf](http://www.tepco.co.jp/nu/f1-np/press_f1/2013/pdfdata/j130408a-j.pdf))。

★ 28——2013 年 10 月 10 日、テレビ朝日・ANN ニュース。福島県放射線管理室、福島県原子力センターのモニタリングデータについては「福島第一原子力発電所周辺海域におけるモニタリングの強化」([http://www.cms.pref.fukushima.jp/pcp\\_portal/PortalServlet?DISPLAY\\_ID=DIRECT&NEXT\\_DISPLAY\\_ID=U000004&CONTENTS\\_ID=37968](http://www.cms.pref.fukushima.jp/pcp_portal/PortalServlet?DISPLAY_ID=DIRECT&NEXT_DISPLAY_ID=U000004&CONTENTS_ID=37968))を参照。10 月になって、「福島県は 11 日、福島第 1 原発の港湾出口の取水口付近の海水から 1 リットル当たり 2.9 ベクレルの放射性ストロンチウム 90 が検出されたと発表した。同地点での最高値で、外洋汚染が進んでいることを裏付けている。県によると、採水は 8 月で、7 月の前回採取(0.015 ベクレル)の 200 倍近い。法定基準(30 ベクレル)は下回っている。この地点の海底土からも 0.89 ベクレルが出た」としている(『河北新報』、2013 年 10 月 12 日付)。

★ 29——『福島民報新聞』、2013 年 10 月 12 日付。

★ 30——東京電力汚染水処理対策委員会「地下水の流入抑制のための対策」(2013 年 5 月 30 日、[http://www.tepco.co.jp/nu/fukushima-np/roadmap/images/t130627\\_11-j.pdf](http://www.tepco.co.jp/nu/fukushima-np/roadmap/images/t130627_11-j.pdf)) 42 頁参照。

★ 31——鹿島建設「凍土遮水壁による地下水流入抑制案課題と対応策」(2013 年 5 月 16 日、[http://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/pdf/130516/130516\\_01n.pdf](http://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/pdf/130516/130516_01n.pdf)) 18 頁。「漏洩の恐れを否定できない」ものを提案する理由がわからない。

★ 32——『朝日新聞』、2013 年 9 月 20 日付、『毎日新聞』、2013 年 9 月 21 日付。

★ 33——2013 年 9 月 19 日、テレビ福島・FNN ローカルニュース、『毎日新聞』、2013 年 9 月 20 日付など。

★ 34——後の調査で、「タンク内に置き忘れたゴム製シートが排水口をふさいだため」とわかった(『毎日新聞』、2013 年 9 月 30 日付)。

★ 35——『毎日新聞』、2013 年 10 月 4 日付。

★ 36——『毎日新聞』、2013 年 10 月 5 日付。

★ 37——『福島民報新聞』、2013 年 10 月 6 日付。

★ 38——『福島民友新聞』、2013 年 10 月 3 日付。

★ 39——『福島民報新聞』、2013 年 10 月 3 日付。

★ 40——付言すれば、現場で問題となっているのが汚染水だけではないことはいまでもない。過日、未だに「仮設」であった配電盤にネズミ（のような小動物）が進入し冷却水の供給が停止したことはよく知られているが、その他のトラブルについても枚挙にいとまがない（東京電力「最近のトラブルとその対応」〔2013年6月27日、[http://www.tepco.co.jp/nu/fukushima-np/roadmap/images/t130627\\_08-j.pdf](http://www.tepco.co.jp/nu/fukushima-np/roadmap/images/t130627_08-j.pdf)〕）。

★ 41——参議院インターネット審議中継（<http://www.webtv.sangiin.go.jp/webtv/index.php>）。ほかに（<http://www.youtube.com/watch?v=yRydrO1Totw>）参照。政府・東京電力中長期対策会議「中長期ロードマップ進捗状況のポイントについて」（2012年10月22日、[http://www.tepco.co.jp/nu/fukushima-np/roadmap/images/t121022\\_01-j.pdf](http://www.tepco.co.jp/nu/fukushima-np/roadmap/images/t121022_01-j.pdf)）によれば、2012年2月以降「最大で0.1億ベクレル」で推移している。とはいえ、事故当初はこの約8千万倍放出されていたのである。

★ 42——『毎日新聞』、2013年10月10日付。それ以前にも、天野は「風評の問題もあるから、日本がやりました、それを世界に知らせます、というだけでは不十分だ…」と述べており（『朝日新聞』、2013年10月1日）、自身の役割をよく理解しているようである。

★ 43——WHO『WHO飲料水水質ガイドライン第3版（第1巻）』（社団法人日本水道協会、2008年）197～205頁。なお、原稿は2004年に出版されたものである。

★ 44——厚生労働省医薬食品局食品安全部「食品の放射性物質の新たな基準」（2012年3月29日、[http://www.mhlw.go.jp/shinsai\\_jouhou/dl/leaflet\\_120329.pdf](http://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/dl/leaflet_120329.pdf)）

★ 45——厚生労働省からの諮問を受けて2011年3月22日（第371回）から3月29日（375回）の食品安全委員会で議論された。議事録は（<http://www.fsc.go.jp/iinkai/kekka230103.html>）にある。

★ 46——「南相馬の医療の現況 2/4 脳卒中増加のレセプトデータ」（[http://www.youtube.com/watch?feature=player\\_embedded&v=QS34wMR6ZBc](http://www.youtube.com/watch?feature=player_embedded&v=QS34wMR6ZBc)）。なお、本文に続く「追記」も参照のこと。

★ 47——「総理指示出荷制限（福島県）」（2013年9月26日、[http://www.kantei.go.jp/saigai/pdf/20130926siji\\_fukushima.pdf](http://www.kantei.go.jp/saigai/pdf/20130926siji_fukushima.pdf)）。なお、この文書をもて前回8月9日付の「指示」からどこが変更されているか、一見してわからないが、「21」に列挙された市町村に「下郷町」が付け加えられている。

★ 48——首相官邸「東日本大震災への対応～首相官邸災害対策ページ直近

の政府発表」(<http://www.kantei.go.jp/saigai/report.html>)。

★49——『毎日新聞』、2012年10月5日付福島版。県内に限らず、9月19日、山梨県は富士吉田市で野生のキノコ4検体から150～360ベクレルの放射性セシウムを検出したと発表した(『読売新聞』、2013年9月20日付)。なお、原発事故前のデータについては、文部科学省ウェブサイトにある「環境放射線モニタリングデータベース」を参照。

★50——『毎日新聞』、2013年9月27日付。

★51——たとえば、大豆についての「申請」は、福島県知事「申請」無号(2013年7月10日、<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000036f1w-att/2r98520000036f7c.pdf>)である。

★52——福島県水田畑作課「平成25年6月18日出荷制限一部解除(伊達市・旧堰本村及び旧富野村)に伴う全袋検査結果について」([http://wwwcms.pref.fukushima.jp/pcp\\_portal/PortalServlet;jsessionid=F8C589370C113F13FABE367DCC286363?DISPLAY\\_ID=DIRECT&NEXT\\_DISPLAY\\_ID=U000004&CONTENTS\\_ID=36354](http://wwwcms.pref.fukushima.jp/pcp_portal/PortalServlet;jsessionid=F8C589370C113F13FABE367DCC286363?DISPLAY_ID=DIRECT&NEXT_DISPLAY_ID=U000004&CONTENTS_ID=36354))。

★53——『毎日新聞』、2012年10月5日付福島版。

★54——2012年7月5日厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課長および同監視安全課長名での通達(食安基発0705第1号・食安監発0705第1号)「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関するQ&Aについて」([http://www.mhlw.go.jp/shinsai\\_jouhou/dl/120412\\_2.pdf](http://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/dl/120412_2.pdf))17頁。そこでは、「例えば、セシウム134が44.9ベクレル/kg、セシウム137が60.0ベクレル/kgだった場合、合計した値は104.9ベクレル/kgとなるので、3桁目を四捨五入し、放射性セシウムの検査結果は100ベクレル/kgとなります」とされている。なお、この通達によれば「新しい基準値は、食品衛生法第11条第1項に基づく食品の成分規格として定めるものであり、これに適合しない食品を製造、輸入、加工、使用、調理、保存、販売することはできません。したがって、新基準値を超過する食品を原料として使用することも禁止されます」とされ、基準値超えの食品を「希釈」して流通することも禁じられている(19頁)。

★55——『朝日新聞』、2013年9月29日付。

★56——『朝日新聞』、2013年10月2日付。

★57——『朝日新聞』、2013年10月6日付。

★58——『朝日新聞』、2013年10月7日付。

★59——『福島民報新聞』、2012年8月1日付。

★60——福島原発告訴団弁護士「何の津波対策もとらなかった東電幹部不



起訴はあり得ない」(原発告訴団ウェブサイト 2013 年 9 月 10 日、[http://kokuso-fukusimagenpatu.blogspot.jp/2013/09/blog-post\\_10.html](http://kokuso-fukusimagenpatu.blogspot.jp/2013/09/blog-post_10.html))

★ 61——「被害者を愚弄する不起訴に抗議！」(同前 2013 年 9 月 9 日、[http://kokuso-fukusimagenpatu.blogspot.jp/2013/09/blog-post\\_9293.html](http://kokuso-fukusimagenpatu.blogspot.jp/2013/09/blog-post_9293.html))。

★ 62——『毎日新聞』、2013 年 9 月 3 日夕刊(東京版)。告発の内容は、仮設応急タンクを安全性を備えたタンクに置き換えなかったことや、堰の排水弁を止水しなかったこと、地下水流入に対して 2011 年 6 月 17 日に政府から求められた遮水壁建設を「中長期対策」として先送りしたこと、などである。

★ 63——『読売新聞』、2013 年 9 月 11 日付。

★ 64——『東京新聞』、2013 年 5 月 31 日付。

★ 65——『東京新聞』、2013 年 10 月 12 日付。

★ 66——『福島民報新聞』、2013 年 8 月 28 日付。

★ 67——『毎日新聞』、2012 年 10 月 5 日付福島版。

★ 68——『朝日新聞』、2013 年 10 月 2 日付。紛争解決センターの組織図については、([http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/science/detail/\\_icsFiles/afieldfile/2012/12/20/1329118\\_002.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/afieldfile/2012/12/20/1329118_002.pdf))を参照のこと。

★ 69——新潟県弁護士会所属・平哲也弁護士の談による(2013 年 10 月 3 日)。

★ 70——『毎日新聞』、2013 年 10 月 13 日付。

★ 71——『福島民友新聞』、2013 年 8 月 9 日付。

★ 72——東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律(平成 24 年 6 月 27 日、法律第 48 号)。

★ 73——「突如」というのは筆者(荒木田)の感想であるが、その直前 8 月 22 日に、被災者 19 人が、基本方針を策定しない「国の不作為」は違法であるとして東京地裁に提訴していた。

★ 74——「一定の基準」に関しては、ICRP(国際放射線防護委員会)が公衆の被ばく限度を年 1 ミリシーベルトとしていることなどをあげ、「1 ミリシーベルト以下を目指していく」「再び被災者を分断することがないよう、被災者の意見や地域の実情を踏まえてきめていく」(谷岡郁子議員、2012 年 6 月 14 日、参議院東日本大震災復興特別委員会)、「福島県は全地域含まれる」(森雅子議員、2012 年 6 月 15 日、衆議院東日本大震災復興特別委員会)としていた。基本方針では、このいずれも実現されていない。

★ 75——『毎日新聞』、2013 年 9 月 6 日付。

- ★ 76—『毎日新聞』、2013年9月24日付には、千葉県、茨城県、栃木県の「13市」が「異例の批判をしている」と紹介されている。なお、基本方針案には新聞でも厳しい批判が相次いだ。『福島民友新聞』、2013年9月7日付、同11日付、『毎日新聞』、2013年10月6日付など。
- ★ 77—『福島民報新聞』、2013年9月12日付、『福島民友新聞』、2013年9月12日付。
- ★ 78—復興庁『『被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針』（案）に対するパブリックコメント結果の公表について』およびその添付資料（2012年10月11日、<http://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat8/sub-cat8-1/20131010195834.html>）。しかしその内容は、パブリックコメントから作為抽出し回答する形であり、全貌は把握しようもない。
- ★ 79—東京災害支援ネット（とすねっと）「原発事故による避難世帯の生活実態調査および原発事故による被害地域住民の実態調査」（とすねっと、2013年9月11日）。
- ★ 80—福島市『放射能に関する市民意識調査報告書』（福島市、2012年9月）72頁。ウェブサイトでは（<http://www.city.fukushima.fukushima.jp/uploaded/attachment/14143.pdf>）参照。
- ★ 81—『朝日新聞』、2013年9月27日付（<http://www.asahi.com/politics/update/0927/TKY201309270036.html>）。
- ★ 82—『日経新聞電子版』、2013年9月19日付。
- ★ 83—『東京新聞』、2013年10月4日付。なお、本文に続く「追記」も参照のこと。
- ★ 84—『毎日新聞』、2013年9月12日付。
- ★ 85—2013年7月30日、テレビ朝日・報道ステーション。
- ★ 86—『産経新聞』、2013年9月28日付。
- ★ 87—『毎日新聞』、2013年10月10日付。

あらきだ・たける（福島大学准教授）